

## 鳥取県立二十一世紀の森の概要

## 1 設置目的等

名称	鳥取県立二十一世紀の森
所在地	鳥取市河原町稲常 1 1 3 番地
開設年月日	昭和 6 0 年 4 月 1 日
設置目的	森林における自然観察、体験学習等の場を提供するほか、研修等の場を提供することにより、県民に森林及び林業に対する理解促進を図り、もって広く保健及び休養並びに林業の振興に資する。
設置条例名	鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例
施設内容	森林学習展示館、林業技術工芸実習館及びとっとり林業技術訓練センター
休園日	毎週火曜日（その日が休日に当たるときはその直後の平日に振りかえるときがある。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）
開園時間	午前9時から午後4時30分
所管部局	農林水産部
所管課	森林・林業振興局 林政企画課

## 2 施設の概要

施設名称	設置年度	概 要
森林学習展示館 (326㎡、W1階建)	S60	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林ジオラマ、森林整備模型、木工芸品等の展示。平成8年に展示物のリニューアルを実施。フリースペースでのイベント可能。</li> <li>トイレ改修済み。(H28)</li> <li>木製のおもちゃや遊具を設置した広場コーナーのリニューアルを実施。冷暖房設置 (R1)</li> </ul>
林業技術工芸実習館 (256㎡、RC2階建)	S60	<ul style="list-style-type: none"> <li>1階に研修室と実習室があり、講習会や木工教室等に活用可能。</li> <li>2階に架線模型があり実習可能。</li> <li>トイレ改修済み。(H29)</li> <li>冷暖房設備無し。</li> </ul>
とっとり林業技術訓練センター（通称：グートホルツ）（50㎡、W1階建）（全天候型実習施設：72㎡）	H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェーンソーによる伐木トレーニング研修施設として平成29年3月に開設。</li> <li>令和4年4月に全天候型実習施設を開設。</li> </ul>
二十一世紀の森（山林部分）（約36.5ha） ※管理業務対象外	S60	<ul style="list-style-type: none"> <li>野鳥の森、生産の森、展示見本園などからなる山林。</li> <li>霊石山頂上付近を含む林内には遊歩道があり、鳥取市のウォーキングコースに設定されており、一般利用者が自由に通行可能。</li> </ul>

## 3 利用者数

(単位：人)

年 度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
森林学習展示館	4,747	6,159	3,137	3,820	4,052
林業技術工芸実習館	69	145	594	820	815
とっとり林業技術訓練センター	235	278	184	108	85
合 計	5,051	6,582	3,915	4,748	4,952

## 鳥取県立二十一世紀の森 年度別収支状況

## 年度別収支状況

(単位：千円)

区分	6年度積算	元年度実績	2年度実績	3年度実績	説明・内容
収入	12,300	9,130	9,379	9,611	
県指定管理料	11,351	8,594	8,673	8,673	
利用料収入	7	1	0	0	
管理業務収入	920	529	686	899	赤ちゃん木と森の広場・木のおもちゃ県民貸出管理
雑収入	22	6	20	39	
支出	12,300	9,130	9,379	9,611	
人件費	8,782	5,294	4,737	6,717	施設管理に係る人件費
施設管理費		2,629	3,871	2,764	
消耗品費		1,612	1,884	852	事務用品
光熱水費		281	478	629	電気代、灯油代、水道代(※6年度積算には光熱費を除く)
修繕費		60	63	0	
通信運搬費		114	248	280	電話代
保険料		34	26	24	施設賠償保険
使用料及び賃借料		171	171	116	
委託料		37	37	315	警備委託料等
事務費		26	774	497	
雑費		294	190	51	
事業費	423	1,207	771	130	講師謝金等
差引額	0	0	0	0	

## 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例

昭和 60 年 3 月 26 日

鳥取県条例第 3 号

改正 平成 16 年 10 月 15 日条例第 45 号

平成 22 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 30 年 3 月 27 日条例第 31 号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

## (設置)

第 2 条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供するほか、林業従事者に研修等の場を提供することにより、森林及び林業に対する理解の促進を図り、もって広く県民の保健及び休養並びに林業の振興に資するため、鳥取県立二十一世紀の森(以下「二十一世紀の森」という。)を鳥取市に設置する。

## (指定管理者による管理)

第 3 条 知事は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、二十一世紀の森に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 二十一世紀の森(知事が別に定める区域を除く。)の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

## (指定管理者の管理の期間)

第 4 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

## (指定管理者の選定基準)

第 5 条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 4 条第 1 項の規定による申請があったときは、同条例第 5 条第 1 号から第 3 号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、二十一世紀の森を活用し、森林及び林業に対する理解を促進するための事業を実施すること。
- (2) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

## (開園時間及び休園日)

第 6 条 二十一世紀の森の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 二十一世紀の森の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第 1 項の開園時間及び前項の休園日を臨時に変更することができる。

## (利用の許可)

第 7 条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館又はとっとり林業技術訓練センター(以下「実習館等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 実習館等の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(行為の制限等)

第8条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 二十一世紀の森の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (5) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) たき火をすること。
- (8) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (9) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (10) 指定管理者の許可を受けずに、貼り紙、貼り札その他の広告物を設置すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十一世紀の森への入園を拒み、又は二十一世紀の森からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 二十一世紀の森の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、二十一世紀の森の管理に関する事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附則(平成16年条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年条例第 31 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定による指定及び新条例第 6 条、第 11 条第 2 項又は第 12 条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例第 3 条の規定による利用の許可は、新条例第 7 条の規定による利用の許可とみなす。

## 鳥取県立二十一世紀の森管理規則

昭和 60 年 3 月 26 日

鳥取県規則第 9 号

改正 平成 8 年 3 月 22 日規則第 4 号

平成 8 年 12 月 25 日規則第 72 号

平成 11 年 12 月 24 日規則第 73 号

平成 17 年 11 月 29 日規則第 117 号

平成 20 年 3 月 28 日規則第 20 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 20 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 41 号

鳥取県立二十一世紀の森管理規則をここに公布する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年鳥取県条例第 3 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森(以下「二十一世紀の森」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第 2 条 二十一世紀の森(条例第 3 条第 1 号の規定により知事が別に定める区域を除く。第 6 条において同じ。)の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第 3 条 知事は、災害等により二十一世紀の森(条例第 3 条第 1 号の規定により知事が別に定める区域に限る。以下本条、次条及び第 5 条において同じ。)の利用が危険であると認める場合又は二十一世紀の森に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、二十一世紀の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、二十一世紀の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督)

第 4 条 知事は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、二十一世紀の森の利用者に対し、必要な指示をすることができる。

第 5 条 知事は、二十一世紀の森の利用者が条例第 8 条第 1 項の規定に違反し、又は前条の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、行為の中止、原状回復又は二十一世紀の森からの退去を命ずることができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、二十一世紀の森の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 8 条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 8 年規則第 4 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 8 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 11 年規則第 73 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則(平成 17 年規則第 117 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 20 年規則第 20 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 22 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附則(平成 26 年規則第 20 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年規則第 41 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 鳥取県立二十一世紀の森の利用料金・減免事項及び減免実績

## 1 機械器具利用料

名称	単位	金額
伐倒反復訓練装置	1時間あたり	40円
枝払い訓練装置	1時間あたり	110円
風倒木伐採訓練装置	1時間あたり	160円
キックバック装置	1時間あたり	40円

## 2 減免事項及び減免割合

減免事項	減免割合
(1) 公益上の理由により、機械器具を使用するとき。(例: 県が主催する研修、イベント等)	10/10(全額)
(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者保険手帳の交付を受けた者が利用するとき。	10/10(全額)
(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。	10/10(全額)
(4) 上記の者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。	10/10(全額)

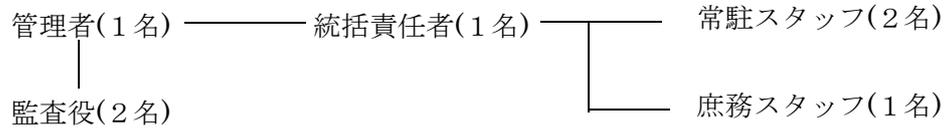
## 3 利用料金の減免実績(減免金額及び件数)

(単位:円、時間)

区分	内容	
令和元年度	金額	5,040
	件数	5
	時間	60
令和2年度	金額	4,200
	件数	3
	時間	48
令和3年度	金額	3,850
	件数	2
	時間	44
令和4年度	金額	0
	件数	0
	時間	0

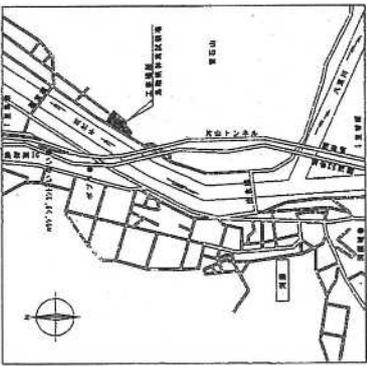
・公益上の理由により、機械器具を使用するとき。(減免の実績: 県主催の研修会等)

## 鳥取県立二十一世紀の森における現状の職員体制



職種	雇用関係	職員数	担当する業務内容	資格等の取得内容
管理者	非常勤	1	総合管理・運営のチェック	
総括責任者	常勤	1	業務の総合調整・コーディネート、施設案内・解説	林業に関する大学を修了
常勤スタッフ	常勤	1	来園者対応、事業報告等資料作成、関係先調整	
常駐スタッフ	非常勤 (交替)	1	来園者対応、軽微な作業、日常の清掃（館内・周辺）	
常駐スタッフ	非常勤 (交替)			
常駐スタッフ	非常勤 (交替)			
庶務スタッフ	常勤	1	収支状況の管理、庶務業務	経理の資格保有者
監査役	常勤	2	管理に係る財産及び業務の執行状況	

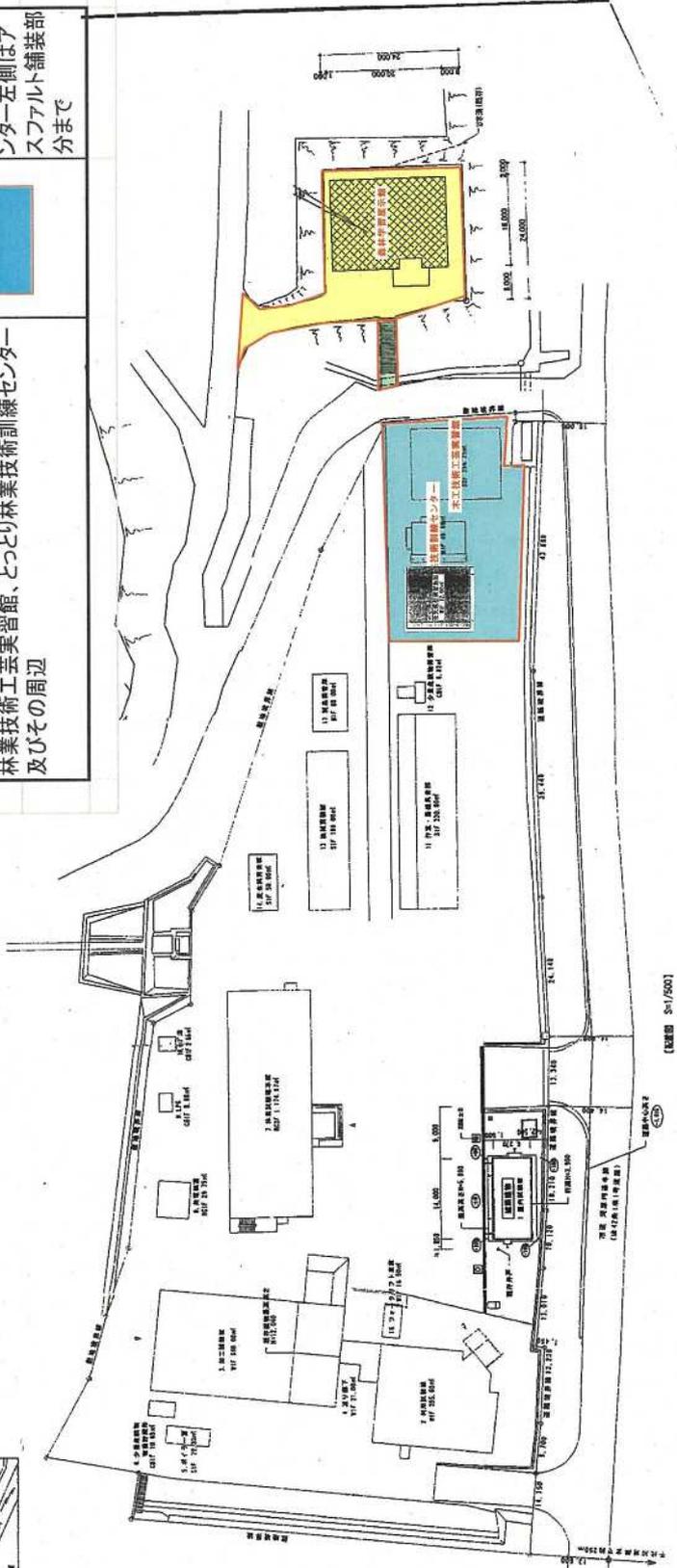
# 二十一世紀の森施設位置図



【付近見取図】

維持管理する範囲

区分	凡例	備考
森林学習展示館及びその周辺	<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	側溝を含む
階段	<span style="background-color: green; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	
林業技術工芸実習館、とっとり林業技術訓練センター及びその周辺	<span style="background-color: blue; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	林業技術訓練センター左側はアスファルト舗装部分まで



建設課 111004000-04647  
建設課 111004000-308

【縮尺】 50/1500